

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則 (観光課) 一
○旅行業等を営む者に対する登録の拒否に係る意見の聴取に関する規則の
一部を改正する規則 (同) 一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 一

告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (循環型社会推進課) 二

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (社会福祉課) 二

○生活保護法による介護機関の指定 (同) 三

○認証食品の認証 (食産業振興課) 四

○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件) (農村振興課) 四

○県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 四

○保安林の指定の解除 (森林整備課) 五

○保安林の指定施業要件の変更の予定 (同) 五

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 五

○土砂災害警戒区域の指定 (同) 七

公 告

○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧 (農村振興課) 七

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(三
件) (教育庁高校教育課) 八

ページ

教育委員会
○宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改
正する規則
一五

規 則

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年十二月二十六日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号
通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内士法施行細則(平成十二年宮城県規則第二百五号)の一部を次のように改正する。
別記様式中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年一月四日から施行する。

旅行業等を営む者に対する登録の拒否に係る意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をこ
に公布する。
平成二十九年十二月二十六日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

旅行業等を営む者に対する登録の拒否に係る意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則
旅行業等を営む者に対する登録の拒否に係る意見の聴取に関する規則(平成十二年宮城県規則第百
二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条」を「第六十四条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年一月四日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一経済商工観光部長の観光課に係る専決事項の項第一号イ及びロ中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同号ハを削り、同項第二号イ中「第二十二條の十五、第二十二條の二十二」を「第五十四條、第六十一條」に改め、同号ロ中「第十八條の三」の下に「、第三十六條」を加え、同号ハ中「第十九條」の下に「、第三十七條」を加え、同表観光課長に係る専決事項の項第二号中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同項第三号イ中「及び」を「、」に改め、「届出」の下に「の受理及び変更の登録」を加え、同号ロ中「第六條」の下に「、第二十六條」を加え、同号ホ中「第二十六條」を「第七十條」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ中「旅行者」を「旅行者等」に、「第二十五條」を「第六十八條」に改め、同号ハの次に次のように加える。

- ニ 旅行サービス手配業者の登録並びに登録事項変更の届出の受理及び変更の登録（第二十三條、第二十七條）

ホ 事業の廃止等の届出の受理（第三十五條）

附則

この訓令は、平成三十年一月四日から施行する。

告 示

○宮城県告示第千二百二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五條第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十條第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二條第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 仙周工業株式会社

- 2 所在地 宮城県白石市字白石沖九番地一

- 3 代表者の氏名 代表取締役 佐藤 周司

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県白石市福岡八宮字青木下二十番一、二十番二、二十一番、二十二番一、二十二番二、十九番、二十番三

三 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類の破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

五 申請年月日

平成二十九年十一月三十日

六 縦覧場所等

- 1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

- 2 縦覧期間 平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月二十六日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 平成三十年二月九日

- 2 提出場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第千百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四條の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
気仙沼薬局いちご・とまと店	気仙沼市田谷二一五	シップヘルスケアファーマ シー東日本株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十九年十月三十一日

○宮城県告示第千三百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
エルム調剤薬局白石店	白石市城北町四一二十三一二	有限会社バームサプライズ	仙台市青葉区中山四丁目二十五一二十三	平成二十九年十二月一日
大衡村診療所	黒川郡大衡村大衡字河原五十五一十一	平野 富男	黒川郡大衡村大衡字河原五十五一十一	平成二十九年九月一日

二 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホームなごみ	栗原市志波姫北郷大門八十七番地	社会福祉法人千葉福祉会	栗原市志波姫北郷大門八十五番地二	平成二十九年十一月十日

三 介護老人保健施設

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護老人保健施設藤の里	栗原市瀬峰新田沢十二番一	医療法人社団泉翔会	仙台市青葉区国見ヶ丘五丁目四十三番一号	平成二十九年十月十六日

四 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
--------	---------	--------	---------	-------

五 介護予防認知症対応型共同生活介護

エルム調剤薬局白石店		白石市城北町四一二十三ー二		有限会社バームサブライズ		仙台市青葉区中山四丁目二十五ー二十三		平成二十九年十二月一日	
事業所の名称	グループホームなごみ	事業所の所在地	栗原市志波姫北郷大門八十七番地	申請者の名称	社会福祉法人千葉福祉会	申請者の所在地	栗原市志波姫北郷大門八十五番地二	指定年月日	平成二十九年十一月十日

○宮城県告示第千三百三十二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
二百二十五	くん製魚の杜びあ	社会福祉法人 仙萩の杜びあ	社会福祉法人 仙萩の杜びあ	仙台市宮城野区日の出町一丁目五番三十号

二 認証年月日

平成二十九年十二月十八日

○宮城県告示第千三百三十三号

県営下志田地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月三十日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、大崎市鹿島台総合支所及び松島町役場

○宮城県告示第千三百三十四号

県営青生地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月三十日まで

三 縦覧場所

美里町役場、大崎市役所

○宮城県告示第千三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業大坪地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることが出来る。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一月三十日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び大崎市岩出山総合支所

○宮城県告示第千三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市磯草二二一・二二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町宮床字高山一の九五から一の九七まで、一の九九、一の二〇〇、一の二一七、一の一九、一の二二〇、一八の一、一八の五、一八の六、一八の八、一八の一三七から一八の一四三まで、一八の一四五から一八の一四八まで、一八の一五〇、一八の一五一、二八の八、二八の九、二八の一から二八の二三まで、二八の六七から二八の七一まで、三二の二、三二の四から三二の一五まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千三百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字要害（次の図のとおり）	宮城県土木部防災防砂課及び宮城仙台北土木事務所
区域の3	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	宮城郡七ヶ浜町宮浦田浜字葦ヶ森（次の図のとおり）	
葦ヶ森		

1 谷地際山の崩壊	宮下の2の崩壊	長禪寺前の崩壊	2 谷地際山の崩壊	1 谷地際山の崩壊	百目木の1の崩壊	竹の内の1の崩壊	沢屋敷の崩壊	旅籠屋の崩壊	湯ノ沢の崩壊	湯ノ沢13の崩壊	湯ノ沢12の崩壊	湯ノ沢11の崩壊	石塚沢の崩壊	原沢の崩壊	金地沢2の崩壊	屋敷前沢の崩壊	鶴ヶ湊の3の崩壊	牛ノ鼻木の崩壊	浜伊場の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
黒川郡大郷町中村字谷地際山(次の図のとおり)	黒川郡大郷町大松沢字宮下(次の図のとおり)	黒川郡大郷町大松沢字長禪寺前(次の図のとおり)	黒川郡大郷町中村字谷地際山(次の図のとおり)	黒川郡大郷町中村字谷地際山(次の図のとおり)	黒川郡大郷町山崎字百目木(次の図のとおり)	黒川郡大郷町山崎字竹の内(次の図のとおり)	黒川郡大郷町大松沢字沢屋敷(次の図のとおり)	黒川郡大郷町大松沢字旅籠屋(次の図のとおり)	黒川郡大郷町大松沢字山崎畑(次の図のとおり)	黒川郡大郷町大松沢字沢屋敷(次の図のとおり)	黒川郡大郷町大松沢字沢屋敷(次の図のとおり)	黒川郡大郷町大松沢字沢屋敷(次の図のとおり)	黒川郡大郷町大松沢字石塚(次の図のとおり)	黒川郡大郷町大松沢字石塚(次の図のとおり)	黒川郡大郷町大松沢字金地(次の図のとおり)	黒川郡大郷町中村字屋敷前(次の図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊(次の図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町葛田字牛ノ鼻木(次の図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町葛田字浜伊場(次の図のとおり)

城内	花園一丁目	中倉の2	銭神の1	大蓬沢	三浦の2	左坂	渡戸の1	芋沢の1	前浦の1	二子屋の1	犬田	釜地前	尾島町の3	藤倉三丁目の7	梅の宮	小松崎	梅の宮	屋敷前	2 谷地際山の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宮城郡利府町利府字城内(次の図のとおり)	宮城郡利府町花園一丁目(次の図のとおり)	宮城郡利府町赤沼字須賀(次の図のとおり)	宮城郡松島町手樽字銭神(次の図のとおり)	宮城郡松島町手樽字大蓬沢(次の図のとおり)	宮城郡松島町手樽字三浦(次の図のとおり)	宮城郡松島町手樽字左坂(次の図のとおり)	宮城郡松島町北小泉字渡戸(次の図のとおり)	宮城郡松島町北小泉字芋沢(次の図のとおり)	宮城郡松島町竹谷字前浦(次の図のとおり)	宮城郡松島町竹谷字二子屋(次の図のとおり)	宮城郡松島町松島字犬田(次の図のとおり)	宮城郡松島町手樽字釜地前(次の図のとおり)	塩竈市尾島町(次の図のとおり)	塩竈市藤倉三丁目(次の図のとおり)	塩竈市梅の宮(次の図のとおり)	塩竈市小松崎(次の図のとおり)	塩竈市梅の宮(次の図のとおり)	黒川郡大郷町中村字屋敷前(次の図のとおり)	黒川郡大郷町中村字谷地際山(次の図のとおり)

菅谷	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町菅谷字孝行松（次の図のとおり）	
沢乙の2	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町沢乙字向山（次の図のとおり）	
山苗代の1	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町菅谷字山苗代（次の図のとおり）	
山苗代の2	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町菅谷字山苗代（次の図のとおり）	
穴ヶ沢	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町菅谷字穴ヶ沢（次の図のとおり）	
浦宿浜大沢	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜（次の図のとおり）	次の図のとおり
石ノ田の2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城東部土木事務所
針浜	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜（次の図のとおり）	
尾浦の3	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町尾浦（次の図のとおり）	
針浜の2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第千三百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
影田の2	急傾斜地の崩壊	宮城県七ヶ浜町吉田浜（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県仙台土木事務所
金地沢	土石流	黒川郡大郷町大松沢字金地（次の図のとおり）	
川原沢	土石流	黒川郡大郷町大松沢字川原町（次の図のとおり）	

夏井沢2	土石流	宮城県松島町高城夏井（次の図のとおり）
夏井東沢	土石流	宮城県松島町高城夏井（次の図のとおり）
犬田沢	土石流	宮城県松島町松島犬田（次の図のとおり）
小石浜沢	土石流	宮城県松島町松島大沢平（次の図のとおり）
椎ノ木沢	土石流	宮城県利府町古戸（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

公 告

○県宮名取地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県宮名取地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月三十日まで

三 縦覧場所

名取市役所、仙台市役所、岩沼市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成三十年一月三十日

2 提出方法 宮城県仙台市地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八一―八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四―十七

電子メールアドレス s d s g s i n k s @ p r e f . m i y a g i . l g . j p

- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませ。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、名取市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十二月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
塩竈市後楽町二番八十五の一部、四番一、二番二

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
仙台市泉区松森字台八十七番地の十
株式会社アーバンアシスト

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ賃貸借(県南部・仙台南地区)一式

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 賃貸借期間 平成三十年四月一日から平成三十五年九月三十日まで

- 4 設置場所 宮城県名取高等学校、宮城県仙台南高等学校、宮城県名取北高等学校、宮城県柴田高等学校、宮城県仙台東高等学校、宮城県角田高等学校、宮城県白石高等学校、宮城県白石高等学校七ヶ宿校及び宮城県美田園高等学校

- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十九年十二月二十七日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二一二一一三六二三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年十二月二十七日（水）まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年一月十二日（金）から平成三十年一月十九日（金）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年一月十九日（金）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年二月一日（木）午前九時から平成三十年二月二日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成三十年二月二日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

平成三十年二月五日（月）午前九時三十分 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of computers for educational use in Miyagi Prefectural Schools (one set)

2 Duration of Contract : April 1, 2018 to September 30, 2023

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Natori High School, Miyagi Prefectural Sendai Minami High School, Miyagi Prefectural Natori Kita High School, Miyagi Prefectural Shibata High School, Miyagi Prefectural Sendai Higashi High School, Miyagi Prefectural Kakuda High School, Miyagi Prefectural Shiroishi High School, Miyagi Prefectural Shiroishi High School Shichikashuku, Miyagi Prefectural Mitazono High School

4 Deadline for Bid : February 2, 2018 (Fri), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Ryuichi Wakayama, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ賃貸借（県中部・仙台北地区）一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成三十年四月一日から平成三十五年九月三十日まで

4 設置場所 宮城県仙台第一高等学校、宮城県仙台第二高等学校、宮城県仙台第三高等学校、宮城県仙台南高等学校、宮城県多賀城高等学校、宮城県泉館山高等学校、宮城県宮城広瀬高等学校、宮城県利府高等学校、宮城県富谷高等学校、宮城県宮城第一高等学校及び宮城県黒川高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城

県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十九年十二月二十七日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二一二一一三三六三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年十二月二十七日（水）まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年一月十二日（金）から平成三十年一月十九日（金）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年一月十九日（金）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年二月一日（木）午前九時から平成三十年二月二日（金）午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成三十年二月二日(金)午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までには到達するよう提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十年二月五日(月)午前十時三十分 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないことされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of computers for educational use in Miyagi Prefectural Schools (one set)

2 Duration of Contract : April 1, 2018 to September 30, 2023

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Sendai Daiichi High School, Miyagi Prefectural Sendai Daini High School, Miyagi Prefectural Sendai Daisan High School, Miyagi Prefectural Sendai Mukaiyama High School, Miyagi Prefectural Tagajo High School, Miyagi Prefectural Izumi Tateyama High School, Miyagi Prefectural Miyagi Hirose High School, Miyagi Prefectural Rifu High School, Miyagi Prefectural Tomiya High School, Miyagi Prefectural Miyagi Daiichi High School, Miyagi Prefectural Kurokawa High School

4 Deadline for Bid : February 2, 2018 (Fri), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Ryuichi Wakayama, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, Tel.: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ賃貸借(県北部地区) 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成三十年四月一日から平成三十五年九月三十日まで

4 設置場所 宮城県石巻高等学校、宮城県古川高等学校、宮城県岩ヶ崎高等学校、宮城県佐沼高等学校、宮城県石巻西高等学校、宮城県築館高等学校、宮城県古川黎明高等学校、宮城県石巻好文館高等学校及び宮城県石巻北高等学校飯野川校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三五）へ平成二十九年十二月二十七日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二一二一一一三六三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

平成二十九年十二月二十七日(水)まで2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年一月十二日(金)から平成三十年一月十九日(金)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年一月十九日(金)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年二月一日(木) 午前九時から平成三十年二月二日(金) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成三十年二月二日(金) 午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十年二月五日(月) 午前十一時三十分 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of computers for educational use in Miyagi Prefectural Schools (one set)

2 Duration of Contract : April 1, 2018 to September 30, 2023

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Ishinomaki High School, Miyagi Prefectural Furukawa High School, Miyagi Prefectural Iwagasaki High School, Miyagi Prefectural Sanuma High School, Miyagi Prefectural Ishinomaki Nishi High School, Miyagi Prefectural Tsukidate High School, Miyagi Prefectural Furukawa Reimei High School, Miyagi Prefectural Ishinomaki Kouhunkan High School, Miyagi Prefectural Ishinomaki Kita High School Imogawa

4 Deadline for Bid : February 2, 2018 (Fri), 5:00 p.m.

5 Contact Information : Ryuichi Wakayama, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, Tel: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

教育委員会

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十八号

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則（平成四年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条 一 中 「又は非常勤職員の1歳6か月」を「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳」に改め、同条 二 同条 三 中 「出生届受理証明書」を「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」や同条 四 中 「いう。」を「い、い、非非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に掲げる場合に該当してする育児休業をいう（⑤において同じ。）」に改め、⑤ 中 「又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当してする育児休業の承認を請求する場合）」を「条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業の承認を請求する場合」に改め、

様式第四号及び第五号 中 「出生届受理証明書」を「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。